

フッ化物洗口普及事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、フッ化物洗口普及事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づきフッ化物洗口普及事業を実施する市町村に対し、予算の範囲内においてフッ化物洗口普及事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に基づくフッ化物洗口普及事業とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3 補助金の補助対象経費は、補助事業に要する経費として別表に定めるものとし、補助金の額は、次の（1）及び（2）により算出された額の合計額とする。

（1）市町村が実施する事業（（2）に規定する事業を除く。）

施設ごとに別表に定める補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額とを比較し、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額の合計額。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（2）市町村以外の者が実施する事業に対し市町村が行う補助事業

イ 施設ごとに別表に定める補助対象経費の合計額から寄付金その他の収入額を控除した額と補助基準額とを比較し、いずれか少ない方の額を選定する。

ロ イで選定された額の合計額と市町村が補助する額とを比較し、いずれか少ない方の額に補助率を乗じて得た額。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- （1）フッ化物洗口普及事業補助金所要額調書（別紙1-1，別紙1-2）
- （2）フッ化物洗口普及事業補助金施設別実施計画書（別紙2）
- （3）歳入歳出予算（見込）書抄本（別紙3）
- （4）その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助金交付決定額に変更がなく、補助対象経費総額の20%以上の内訳の増減を伴わない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告しその指示を受けること。

(書類の整備)

第6 補助金及び補助事業に係る証拠書類等の管理については、補助金及び補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、別記様式第4号によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日（第5第2号の条件により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認の通知を受理した日から30日を経過した日）又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) フッ化物洗口普及事業補助金精算額調書（別紙1-1，別紙1-2）
- (2) フッ化物洗口普及事業補助金施設別実績報告書（別紙2）
- (3) 歳入歳出決算（見込）書抄本（別紙3）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(書類の提出部数等)

第9 この要綱により知事に提出する書類の部数は、各1部とする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(別表)

補助対象経費	補助率	補助基準額
<p>○報償費 フッ化物洗口の導入前後に技術的な指導を行う医師、歯科医師又は歯科衛生士への謝金等</p> <p>○旅費 フッ化物洗口の導入前後に技術的な指導を行う医師、歯科医師又は歯科衛生士への交通費等</p> <p>○需用費 フッ化物洗口を実施するために必要な物品(薬剤、ポリタンク、ディスペンサー付きボトル、計時機器、紙コップ及び薬剤保管庫等)の購入経費 ただし、フッ化物洗口を実施するために必要なものに限る。</p>	1/2	<p>○保育所等 実施要綱第1に規定する保育所等1か所当たり 80,000円 なお、保育所等での実施人数が40人を超える場合には、以後10人ごとに10,000円を追加する。</p> <p>○学校 実施要綱第1に規定する学校1か所当たり 250,000円 なお、学校での実施人数が240人を超える場合には、以後10人ごとに10,000円を追加する。</p>